

関西学院大学 「2012年度東日本大震災の被災に伴う入学検定料・学費等減免」出願要項

関西学院大学では、東日本大震災で甚大な被害を受け、本学への入学を希望する者が経済的な理由によって受験・入学を断念することがないように、入学検定料および学費等の減免措置をいたします。

1. 出願資格

2012年度関西学院大学・大学院受験生および入学生（正規学生）のうち、東日本大震災により生活基盤を失い、受験や学業を継続することが著しく困難な者。ただし、次のいずれかの要件に該当する場合。

<要件>

1. 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で死亡した場合。
2. 家計支持者が所有・居住する家屋の全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した場合。
3. 家計支持者が災害に起因する事由で負傷し、入院・長期加療を必要とする場合。
4. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している場合。

※所得に関する審査も行います。一定の所得を超えた場合は採用されません。

2. 減免対象

- ・入学検定料（受験生全員）
- ・入学金（入学した場合のみ返金します）
- ・2012年度学費（入学した場合のみ減免します）

※審査により、原則として正規の修業年限（4年間）の学費が減免対象となる場合があります（大学のみ対象。学期毎の所得状況による審査あり）。

※※毎学期開始前に申請に基づき適用の可否を判断し、家計収入等、生活基盤の改善が図られたと判断できる場合には、対象者からは除きます。

- ・その他の諸費は未定

※入学検定料および入学金はいったん納入していただくことになります。

3. 提出書類

※提出書類については採用・不採用にかかわらず返却しません。なお、減免の可否判定以外の目的に使用することはありません。

a. 申請書（所定の用紙）

大学のHPからダウンロードして、必要事項を記入・押印してください。

b. 所得証明書およびその他収入状況のわかる書類

<所得証明書>

- ・市区町村役場で発行を受けてください。
- ・平成22年分（平成22年1月～12月の所得内容が記載されている最新のもの）が必要です。
- ※市区町村役場により書式は多少異なりますが、配偶者控除や扶養控除の状況が分かるものを提出してください。

大学の場合

- ・父と母、又はこれに代わって家計を支えている人のもの。
- ・父と母ともに収入の有無に関わらず双方分が必要。

大学院の場合

- a) 出願者が父母等の扶養家族になっている場合
→父と母、又はこれに代わって家計を支えている人のもの
※父と母ともに収入の有無に関わらず双方分が必要。
- b) 出願者が配偶者の扶養家族になっている場合
→配偶者のもの
- c) 出願者が父母等の扶養家族になっていない場合
→本人のもの

<収入状況の分かる書類>

- ・勤務先等で給与支払見込証明書（所定用紙）に、今後1年間の給与の証明を受けてください。
所定用紙は、大学のHPからダウンロードしてください。
- ・事業収入の場合は、事業再開後の直近1ヶ月分の実績資料を提出してください。

c. その他の証明書

◎下表を参考に、該当する事情がある場合は必ず提出してください。

事 情	証 明 書 類
家計支持者が死亡した場合 ※要件1に該当する場合	死亡診断書（証明書）
家屋が全壊・半壊および滅失した場合 ※要件2に該当する場合	罹災証明書の写し（市町村が発行するもの）

長期療養者がいる 場合（6ヵ月以上） ※要件3に該当する場合	現在、家族の中で6ヵ月以上療養中の人、又は療養を必要と認められる人がいる場合は「診断書（震災を起因とした病気であること、療養期間が明記されたもの）」を提出すること。 また、医療費に保険による補填がない場合、最近6ヵ月間に実費負担した分の「医療費明細書」（領収書）を提出すること。（コピー可）
現在無職の場合	これまでに所得があった人が現在無職の場合は、民生委員による無職証明書を提出すること。 退職の場合は勤務先の退職証明書で可。
障がい者がいる場合	本人又は家族の中で障がい者がいる場合、障がい者手帳のコピーを提出すること。
家計支持者が別居 している場合	家計支持者が単身赴任をしている場合、別居により特に支出している家計支持者の1ヵ月分の 「住居費・光熱水費の本人の負担額を証明するもの」を提出すること。
転職又は就職 した人がいる場合	東日本大震災発生以降に転職又は就職した人がいる場合、給与支払（見込）証明書（現勤務先での1年間の所得が分かるもの）を勤務先で発行を受け提出すること。
収入に関して大幅な 増減があった場合	上記以外に東日本大震災発生から出願時までに収入に関して大幅な増減があった場合、それを証明する書類を提出すること。
現在、雇用保険 申請中の場合	現在、雇用保険を受けている場合、雇用保険受給資格者証の写しを提出すること。

4. 出願手続期間

出願期間：2011年12月1日（木）～8日（木）※当日消印有効

出願方法：郵送又は持参

※封筒表面に〈東日本大震災の被災に伴う入学検定料・学費等減免出願〉と朱書きしてください。

出 願 先：入試部入試課

5. 減免可否発表

2011年12月19日（月）に採用可否の文書を郵便にて発送します。

減免の出願および問い合わせ先

◎出願先

関西学院大学 入試部 入試課
〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

◎問い合わせ先

- ・減免制度全般について
入試部 入試課 Tel. 0798-54-6135
- ・出願書類について
学生部 学生課 Tel. 0798-54-6113

<事務取扱時間>

平日 8:50～11:30、12:30～16:50
土曜 8:50～12:20（10/8は休業）

6. その他

- ・減免対象者となった場合、関西学院大学独自の支給奨学金および入学時貸与奨学金等は支給ないし出願対象外となる場合があります。